平成２８年（フ）第１１３号
静岡県磐田市平松558番地74、前住所静岡県浜松市中区住吉５丁目26番19号
債務者　馬場　修三
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
静岡県浜松市南区鶴見町394番地の１、住民票上の住所静岡県浜松市東区龍光町412番地の２
債務者　会場　雅彦
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８５６号
神奈川県茅ヶ崎市若松町14番58号
債務者　大森　俊亮
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５号
岡山市南区当新田351番地10プレジール後楽Ⅱ102号
債務者　近藤　寿行
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８号
岡山市中区穝71番地８グラン・コート穝Ｖ番館403号室
債務者　爲房惠利子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１号
北海道旭川市豊岡８条５丁目３番４号　エルム豊岡203
債務者　涌井　　恵
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
長崎県佐世保市東浜町733番地２、前住所長崎県佐世保市新田町157番地１　ビューラー山本101号
債務者　木寺　治美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
長崎県佐世保市桜木町15番35号　セリーズ桜201、前住所長崎県佐世保市赤崎町1060番地１
債務者　萩尾　明子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
長崎県佐世保市横尾町2218番地　横尾ハイツ201号、前住所長崎県佐世保市小舟町2342番地
債務者　萩尾　隆也
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長崎県佐世保市横尾町2218番地　横尾ハイツ201号、前住所長崎県佐世保市小舟町2342番地
債務者　萩尾　　香
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
長崎県西海市西海町太田和郷1017番地４　太田和団地203号、前住所長崎県西海市大島町1845番地　Ａ７―101
債務者　土山　奈々（旧姓石濱）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
長崎県佐世保市矢岳町15番49号　サンオール矢岳103
債務者　松尾　浩史
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
長崎県佐世保市世知原町長田代239番地、前住所長崎県佐世保市吉井町高峰191番地１
債務者　宮本　郁弥
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
長崎県佐世保市小佐世保町16番16号、前住所長崎県佐世保市権常寺町1465番地５　救護施設あじさい内
債務者　相島　安信
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係